

愛知県知立建設事務所への自動販売機設置に係る一般競争入札公告

次のとおり自動販売機設置に係る県有財産（建物）の貸付を一般競争入札に付します。

令和 7 年 4 月 3 0 日

愛知県知立建設事務所長 高橋 秀直

1 入札物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付

(2) 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
知立市上重原町 蔵福寺 1 2 4	本館 1 階 ロビー	1. 3 5 m ² (幅 1. 0 m×奥行 0. 9 m +幅 0. 9 m×奥行 0. 5 m)	1 台

※ 1 貸付面積には、回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※ 2 機種は、消費電力 1 2 アンペア程度以下のものとします。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する告示（平成 21 年 3 月 6 日付け愛知県告示第 149 号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

愛知県知立建設事務所 本館 2 階 総務課

(2) 日時

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）から令和 7 年 5 月 1 5 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 場所

愛知県知立建設事務所 本館 2 階 総務課

(2) 日時

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）から令和 7 年 5 月 1 5 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県知立建設事務所 本館 3 階 大会議室

(2) 日時

令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 1 0 時

6 入札保証金

免除

7 契約書の作成の要否

要

8 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 財務規則第152条第1号から第7号に該当する入札

イ 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札

ウ 入札書の金額を訂正したもの

エ 郵送による入札

オ 虚偽の事実を記載した者のした入札

カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

9 その他

県有財産有償貸付契約書（案）を始め貸付の詳細については、「入札説明書」を確認のうえ、入札してください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 問い合わせ先

愛知県知立建設事務所 総務課 担当 武田・横井

住所 知立市上重原町蔵福寺124番地（郵便番号472-0026）

電話 0566-82-3111（ダイヤルイン）